

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年6月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000388号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100020号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を17万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を14万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成22年7月

A社に勤務していた各請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、請求者から提出された預金通帳の写し及び事業主から提出された支給控除項目一覧表により、平成18年12月8日にA社から請求者に17万6,147円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額より17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 8 日に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②については、請求者から提出された預金通帳の写し、事業主から提出された支給控除項目一覧表、B 企業年金基金（請求期間②当時は、C 厚生年金基金）から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届及び D 健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る記録により、A 社から請求者に 14 万 8,484 円の賞与が支給されていたことが認められる。

また、事業主、A 社の社会保険業務委託先である社会保険労務士法人、D 健康保険組合及び B 企業年金基金の回答並びに事業主から提出された請求期間②に係る健康保険被保険者賞与支払届の控え及び B 企業年金基金から提出された請求期間②に係る厚生年金基金加入員賞与支払届から判断すると、A 社は、支払年月日を平成 22 年 7 月 9 日とし、C 厚生年金基金、D 健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、D 健康保険組合を経由して年金事務所へ提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A 社は、請求者の請求期間②に係る賞与について、支払年月日を平成 22 年 7 月 9 日とする厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し提出したものと認められることから、請求期間②の標準賞与額について、14 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000393号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100019号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を9万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月
③ 平成20年12月
④ 平成21年12月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②、③及び④に係る賞与(10万円程度)の記録がない。賞与明細書は処分したためないが、厚生年金保険料は控除されていた。調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の同僚から提出された請求期間①に係る賞与明細書及び平成18年1月から同年12月までの各月に係る給与明細書(以下「賞与明細書等」という。)、同社の経理責任者(社会保険担当)の陳述並びにB市から提出された請求者に係る平成19年度(平成18年分)所得照会回答用証明書により、請求者は、当該期間において同社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額について、上記賞与明細書等及び所得照会回答用証明書から推認した賞与額及び厚生年金保険料控除額から9万4,000円とし、賞与支給日については、上記同僚の賞与明細書により平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、事業主が平成18年12月15日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②、③及び④について、上記同僚から提出された請求期間②、③及び④に係る賞与明細書及び平成19年、平成20年、平成21年の1月から12月までの各月に係る給与明細書並びにB市から提出された請求者の平成20年度（平成19年分）、平成21年度（平成20年分）及び平成22年度（平成21年分）に係る所得照会回答用証明書により、請求期間②、③及び④に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について検証したものの、請求者に当該期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、A社の委託先の税理士は、請求期間②、③及び④に係る源泉徴収簿等を探したが確認できなかった旨陳述しているほか、請求者の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。